

## 船橋市教育委員会会議臨時会会議録

1. 日 時 平成28年11月1日(火)  
開 会 午後 1時00分  
閉 会 午後 1時15分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化  
教育長職務代理者 鎌 田 元 弘  
委 員 石 坂 展 代  
委 員 佐 藤 秀 樹  
委 員 鳥 海 正 明
4. 出席職員 教育次長 秋 山 孝  
管理部長 原 口 正 人  
学校教育部長 棚 田 康 夫  
生涯学習部長 佐 藤 宏 男  
管理部参事兼施設課長 小 川 良 平  
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭  
教育総務課長 度 会 益 己  
学務課長 筒 井 道 広  
社会教育課長 二 野 史 靖  
文化課長 田久保 里 美  
生涯スポーツ課長 中 田 進 一  
中央図書館長 金 子 昌 利  
郷土資料館長 小 川 和 男  
指導課長補佐 花 村 明 広  
保健体育課長補佐 高 橋 和 宏  
総合教育センター副所長 牧 野 英 司

### 5. 議 題

#### 第1 議決事項

議案第61号から63号 平成28年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

## 6. 議事の内容

### 【教育長】

ただいまから、教育委員会会議臨時会を開会いたします。

議事に入りますが、議案第61号から議案第63号は、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号の、市長または議会に対する意見の申し出及び市長その他の関係機関との協議等を必要とする事項に該当いたしますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

はい。

### 【教育長】

異議なしと認めます。議案第61号から議案第63号を非公開といたします。

それでは、議事に入りますが、当該議案を審議するに当たり、はじめに、教育総務課からご説明をお願いいたします。

### 【教育総務課長】

議案第61号から議案第63号につきましては、市長が平成28年第4回船橋市議会定例会に提出する議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求められたことから、船橋市教育委員会組織規則第3条第3号の規定に基づき、ご審議いただくものです。

内容につきましては、担当課から説明させていただきました後、ご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

### 【教育長】

それでは、議案第61号について説明いただきますが、はじめに、教育委員会会議10月定例会において説明いただきました補正予算による5つの事業、（仮称）塚田第二小学校建設費、就学援助費、図書館指定管理料、取掛西貝塚調査費、郷土資料館整備費については、何か追加説明はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第61号にかかる残りの事業について、施設課、説明願います。

### 【施設課長】

それでは、施設課から61号「平成28年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」ご説明をいたします。

1ページをご覧くださいませでしょうか。

本件につきましては、先月の定例会で報告事項の中で、（仮称）塚田第二小学校新築工事設計委託料についてのみご説明をいたしましたが、国の第2次補正予算が10月11日に成立をいたしました。これを受けまして、既に文部科学省に提出しておりました来年度、平成29年度建築計画の中から、補助事業といたしまして内定通知が10月18日付で文部科学省から届いております。企画財政部と協議をいたしましたところ、12月議会にて対応可能とのことなので、今回、補正予算として計上してございます。

それでは、13ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらが、補助金の内定を受けました歳入の金額になります。小学校国庫補助金5億9,181万4,000円、中学校国庫補助金4億2,490万1,000円、特別支援学校国庫補助金4,369万4,000円、以上、歳入の合計が10億6,040万9,000円となります。

続きまして、この歳入に対応いたします歳出予算、15ページをご覧ください。

こちら、2番目、委託料から歳出がございしますが、詳細が19ページにございますので、こちらで説明をさせていただきます。28年度12月補正予算繰越明許概要というところでございます。

こちら、はじめに小学校費、トイレ改修10校、外壁改修7校、屋上防水7校、空調工事8校、校舎整備費が19億3,199万円です。体育館整備費の7億7,226万円は、天井落下防止ということで、避難所として体育館を使用しますので、天井の落下防止と照明器具の交換等を来年度18校実施します。あと残り、設備機器であるとか、前月にご説明いたしました塚田第二小学校の設計費、締めまして、小学校が28億3,775万円となっております。

中学校も小学校と同様な工事、こちらに記載してある工事を来年度、工事予定でございします。こちらの合計が18億8,814万円でございます。

最後に特別支援学校、こちらにも整備項目がございします。こちらが1億8,177万6,000円、歳出が合計で49億766万6,000円という金額になってございします。

今年度、文部科学省の当初予算におきまして、補助金が、トイレ改修工事をはじめましてほとんど採択をされませんで、中学校のトイレ改修工事については計画を先送りしてございします。今回の第2次補正予算では、今年度の未採択部分も含めまして、来年度予定のトイレ改修や外壁、屋上防水工事等の補助金が確保されましたことから、当初の改修計画に軌道修正を図ることができました。

施設課からは以上でございします。

#### 【教育長】

ほかに、よろしいでしょうか。

ただいま説明がありましたけれども、何かご質問はありますでしょうか。よろしいで

すか。

それでは、議案第61号「平成28年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採択いたします。

ご異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第61号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第62号について、生涯スポーツ課、説明願います。

**【生涯スポーツ課長】**

では、ご説明させていただきます。37ページをご覧ください。

議案第62号「平成28年第4回船橋市議会定例会の議案に対する聴取について」、ご説明いたします。

今回の議案ですけれども、船橋市運動公園プール改修工事請負契約の変更についての議案につきましては、所管でございます都市整備部公園緑地課から提出されますけれども、運動公園につきましては、船橋市教育委員会に対する事務委任規則第2条により、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任されておりますので、生涯スポーツ課からご説明いたします。

平成27年度の当初発注時の入札におきまして応札者が全くなく、契約不調となったため、改めて設計内容の見直しを行った結果、設計金額が大幅に上回ってしまったことから、再入札を実施する際に、工事の工程上、プール本体工事に直接影響が生じない工事につきましては本体設計から外し、先送りとし、再入札を行い、平成27年6月29日に契約を締結した経緯がございます。

今回の変更部分でございますけれども、第3回市議会定例会で議決された補正予算に基づきまして、当初、発注時にプール本体工事に直接影響が生じない工事であるとして先送りをした工事のうち、プール管理棟屋上防水工事、それと、外構の舗装工事に加え、市議会で懸念されておりました休憩エリアの創設と、日よけの設置工事などを行うものでございます。

まず40ページ、41ページをご覧くださいと、屋上防水工事のエリアと、外構舗装工事のエリア、41ページで日よけの設置をする場所と休憩エリアの表示をご確認いただけるかと思っております。

今回は、本体工事に直接関係がないとして先送りしました40ページの屋上防水、左

側のプール管理棟の上になります。それと、管理棟の左側からずっと管理棟までのエリアになりますけれども、その外構の舗装工事を行います。

あと、プールの中になりますけれども、25メートルプールの北側に日よけ、あと南側にも日よけを設置し、その右側の直線スライダーというプールのエリアがありますけれども、そこに休憩エリアを設置することになります。

続きまして、変更による契約金額ですけれども、1億6万5,240円が増額されまして、変更後、22億5,898万5,240円となります。なお、仮契約年月日は平成28年10月20日となっております。

今回、船橋市運動公園プール改修工事請負変更契約につきましては、本体工事の変更契約となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、平成28年第4回市議会定例会に議案上程するものでございます。

以上でございます。

**【教育長】**

ただいま説明がありましたけれども、何かご質問がありますでしょうか。  
石坂委員。

**【石坂委員】**

トレンチ形状変更とありますけれども、これはどういうものでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

トレンチの形状というのは、中の配管の形状についてのことになりますので、それを今回は直すということになります。

以上です。

**【教育長】**

よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第62号「平成28年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第62号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして議案第63号について、社会教育課、説明願います。

**【社会教育課長】**

議案第63号について、ご説明いたします。

ページは43ページから45ページになります。45ページをご覧ください。

当議案は、平成28年9月の教育委員会会議定例会で議決いただきました指定管理者候補者を、船橋市図書館の指定管理者として指定することとし、平成28年第4回船橋市議会定例会に提出する議案の意見聴取です。

指定管理とする施設の名称は、船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館です。

指定管理者は、TRC・野村不動産パートナーズ共同企業体、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。

議案提出の理由は、地方自治法第244条の2、第6項の規定で、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なくてはならないと規定されていることから、議会の議決を得るものです。

説明は以上でございます。

**【教育長】**

ただいま説明がありましたけれども、何かご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、議案第63号「平成28年第4回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【全委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第63号については、原案どおり可決いたしました。

本日予定いたしました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 1時15分閉会